

令和元年第4回邑南町議会定例会（第2日目） 会議録

1. 招集年月日 令和元年9月2日（令和元年8月22日告示）
 2. 招集の場所 邑南町役場 議場
 3. 開 会 令和元年9月9日（月） 午前9時30分
 散会 午前10時35分

4. 応招議員

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	大和 磨美	2番	瀧田 均	3番	平野 一成	4番	和田 文雄
5番	宮田 博	6番	漆谷 光夫	7番	大屋 光宏	8番	中村 昌史
9番	日野原 利郎	10番	清水 優文	11番	辰田 直久	12番	亀山 和巳
13番	石橋 純二	14番	三上 徹	15番	山中 康樹		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 15名

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	大和 磨美	2番	瀧田 均	3番	平野 一成	4番	和田 文雄
5番	宮田 博	6番	漆谷 光夫	7番	大屋 光宏	8番	中村 昌史
9番	日野原 利郎			11番	辰田 直久	12番	亀山 和巳
13番	石橋 純二	14番	三上 徹	15番	山中 康樹		

7. 欠席議員

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
10番	清水 優文						

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名
町長	石橋 良治	副町長	日高 輝和	総務課長	植田 弘和
管財課長	小畑 芳秋	地域みらい課長	三上 直樹	財務課長	白須 寿
町民課長	種 由美	福祉課長	小笠原 誠治	農林振興課長	大賀 定
商工観光課長	日高 始	建設課長	上田 修	水道課長	三上 和彦
保健課長	口羽 正彦	会計課長	渡邊 庸子		
羽須美支所課長補佐	河野 靖	瑞穂支所長	川信 学		
教育長	土居 達也	学校教育課長	洲濱 浩敏	生涯学習課長	大橋 覚

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 柳川 修司 事務局統括課長補佐 日高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏名	議席	氏名
8番	中村 昌史	9番	日野原 利郎

12. 本日の会議の概要は別紙のとおりである。

令和元年第4回邑南町議会定例会 議事日程（第2号）

令和元年9月9日（月）午前9時30分開議

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の質疑

議案第21号 平成30年度邑南町一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第22号 平成30年度邑南町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第23号 平成30年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第24号 平成30年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第25号 平成30年度邑南町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第26号 平成30年度邑南町電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第27号 平成30年度邑南町水道事業会計決算の認定について

議案第28号 邑南町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について

議案第29号 邑南町職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第30号 邑南町表彰条例の一部改正について

議案第31号 邑南町消防団条例の一部改正について

議案第32号 邑南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一

部改正について

- 議案第33号 邑南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第34号 邑南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部改正について
- 議案第35号 邑南町印鑑条例の一部改正について
- 議案第36号 邑南町国民健康保険直営診療所条例の一部改正について
- 議案第37号 邑南町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 議案第38号 邑南町水道事業給水条例の一部改正について
- 議案第39号 邑南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 議案第40号 令和元年度邑南町一般会計補正予算第3号について
- 議案第41号 令和元年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号について
- 議案第42号 令和元年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第2号について
- 議案第43号 令和元年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第1号について
- 議案第44号 令和元年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第2号について
- 議案第45号 令和元年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第1号について

令和元年第4回 邑南町議会定例会（第2日目） 会議録

【令和元年9月9日（月）】

—— 午前9時30分 開議 ——

~~~~~○~~~~~  
開議宣告

●山中議長（山中康樹） おはようございます。これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

~~~~~○~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

●山中議長（山中康樹） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。8番中村議員、9番日野原議員、お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~  
●山中議長（山中康樹） 質疑に入ります前に、石橋町長より報告第7号について発言を求められておりますが、これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 異議なしと認めます。石橋町長の発言を許可します。ここで暫時休憩といたします。

—— 午前9時30分 休憩 ——

—— 午前9時31分 再開 ——

●山中議長（山中康樹） 再開をいたします。

○石橋町長（石橋良治） 議長。

●山中議長（山中康樹） 石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） お手元に「報告の正誤について」をお配りしていると思いますので、それをご覧ください。9月2日に提出した報告第7号専決処分報告について、であります。専決処分書、令和元年8月14日付け専決処分書第1号の表にあります相手

方の住所について誤りがありました。ただしくは報告書の正誤について記載しております住所となりますのでお詫びして訂正をいたします。

●山中議長（山中康樹） 以上で、報告第7号についての説明が終わりました。正誤表につきまして、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 異議なしと認めます。



## 日程第2 議案の質疑

●山中議長（山中康樹） 日程第2、議案の質疑。これより、議案の質疑を行います。議案第21号から議案第27号までの質疑につきましては、あらかじめページ数を示して、これを行っていただきますようお願いをいたします。はじめに、議案第21号に対する質疑に入ります。議案第21号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

●大屋議員（大屋光宏） 7番。

●山中議長（山中康樹） 7番大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） ページが158、159ページ。商工費の商工総務費の中のものです。決算審査でも質問しましたが、本来はここに003で邑南町女性活躍子育て応援企業の表彰事業が入っていたんだと思います。で、この事業は私の認識としては昨年度の新規事業であって、町長の今までの行政に対する姿勢、女性の活躍であるとか子育て支援を示されるものであり、重要な施策と認識していました。できない理由を、されなかった理由を聞いたところ、県も同様の表彰制度があったからということでした。で、その時は同時に出来たものだと思って、だから出来なかったという認識だったんですが、調べてみますと国も表彰制度が既にありましたし、県も従来よりこの制度をもっておられました。制度があつて分つとる中で始められて、結果として出来なかったというのは非常にちょっと理由として弱いんじゃないのかなと思ってます。で、あの県の表彰制度が何百社を表彰して邑南町の中でも毎年数社表彰される制度であればわかりますが、県も数社の表彰であつて邑南町の企業が毎年表彰されるものでもありませんので、邑南町が制度を作ったから何か問題が起こるっていうことも考えにくいんだと思います。そういう意味でもう一度この制度を実施しなかった理由をお願いします。で、併せて補正予算できっとどっかで減額をされたんだと思います。その時点で建前上は議会も認めたものなので決算のこの場で質問することはおかしいことだとは思ってますが、いつの時点で減額されて議会に説明されたのか2点お願いします。

○日高商工観光課長（日高始） 議長。

●山中議長（山中康樹） 日高商工観光課長。

○日高商工観光課長（日高始） 女性活躍の表彰制度につきましてのご質問でございますが、この事業確かに30年度で要綱要領の整備を進めておりました。結果として30年度での実施には至りませんでした。それにつきましては、先ほど大屋議員がおっしゃられました、当初町における女性活躍の事業所を当然表彰するというところでスタートを切っております。そういった中で、やはり島根県あるいは国そういったところの女性活躍に対する表彰と町が考えております表彰、この事につきましていわゆる町が、県が表彰している女性活躍のものとは違う基準で当然表彰する必要があるということで考えておりました。しかしながら、実際には取り組みの内容がですね、県の表彰をしております内容と町が考えております事業所を表彰するという内容、これが基本的なところでは一緒でございましたので、やはりここは練り直していわゆる町独自に表彰する意味について慎重に進めていかないと、いわゆる県が表彰したあとまた町が後追いでそれを表彰するという形になってもいけませんし、やはり町として表彰するところのきちんとした異議を30年度当初から協議をして参りましたが、30年度中には結論に至りませんでした。ということで次の年度、まあ31年度・令和元年度において引き続き事務作業を進めてるところでございまして、そういう意味で申しますと年内には表彰をしたいというふうには思っております。30年度におきましてはそういう形で、確かに制度として検討は進めましたが、結果として表彰には至っていないということでございます。30年度における減額についてはちょっと確認をさせていただければと思います。

●山中議長（山中康樹） 7番大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） 減額は確認させて貰えればということなので、おそらく議会で説明をした記憶も少ないんだと思います。で、議員の皆さんも初めて聞く話なのかと思いません。で、本来事業は調整をされて予算化されるのが本来であって、この事業は新しい事業だったので当初予算の審査をする産業建設常任委員会でも既に説明があって、その時にも簡単な要綱程度はあったんだと思います。で、予算化する時点で当然県がどんなことをして町と重なって何か問題があるかというのはチェック済みの話だと思うんですが、同じ事をやるのがそんな大きな問題があったのか、表彰される数が例えば県が毎年何百社されて邑南町の中から毎年10社ぐらい表彰される中で、新たに町が表彰制度を作って2社程度表彰しても後追いになるよってゆうのは分かりますが、実際にこの制度で表彰された町内の企業というのはほとんど無いんだと思います。同じ事をやっても別に邑南町は女性活躍併せて子育て応

援とゆうことなので全く一緒でもなかったと思うんですが、それでも一年かけて出来なかった理由ってゆうのをもう一度、予算までにすべきだとは思いますがそれが出来ていないってゆうことは執行部の中の財政のチェックが甘いのか議会側のチェックが甘かったのかとゆうことになると思います。一年かけても出来なかった、ただ単にもうちょっと丁寧な説明をいただかないと職務の怠慢にしか聞こえないわけですけど、県がこうゆう制度を作っている町が作ることはそれほど問題があることなのかどうかをお願いします。

○日高商工観光課長（日高始） 議長。

●山中議長（山中康樹） 日高商工観光課長。

○日高商工観光課長（日高始） まず最初に、予算の減額のことについてでございますが、30年度ではこの女性活躍に関する予算については減額はしておりません。不用額とゆう形で処理をさせていただいておりますので、どこかで減額をしたとゆう事はございません。それから、先ほどの一年間かけて結果的には事業を実施していないとゆう事についてでございますが、確かに検討を始めるにあたっていろんな、それまでにすでにそういったことが検討されていなければいけなかったということのご指摘でいいますと、確かにそういう部分もあったと思います。実際にあのお、年度がはじまりまして町としてこの表彰を当然していくなかで、まあ、例えば賞状でありますとか記念品でありますとか、そういったものは検討して行って表彰したいというふうに準備も進めておりました。やはり先ほどもちょっと申し上げましたが、実際に島根県の表彰を受けている企業、町内にもございます。その企業さん、その企業とですね、町が表彰するというところでいうときの、まあ、町が独自にそれをする意義というところが実際には県との差において町独自にそれをあえて表彰するんだというところが議論が不足しておった関係で1年間いろいろ、いろんな機関とも打ち合わせをしましたが、協議をいたしました。やはり町としてはっきりとこういうことがあるからこの企業を表彰するのだ、というところが打ち出せなかったというのが理由でございます。昨年度からそれについては協議を進めておりますので。その後の4月以降に今までの経緯もふまえてこういったかたちで進めようというのが今固まりつつありますので。1年かけてできなかったのは事実でございますので。その点については実際には事業ができなかったということで申し訳ないと思っております。以上でございます。

●山中議長（山中康樹） 大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） 事業ができないっていうことで減額の補正をどこかでしたわけではなくて、1年かけて結果として事業はしなかったから最終的に不用額として予算から削

除したということだと思います。あのお、目玉事業でやりますって言っててやらない理由を何も説明をせずに不用額で出されてしまうと議会側のチェックっていうのは難しいんだと思います。で、前年度の当初予算のために準備をはじめて予算化したけど1年かけたけどできなくて、今年度も今のところそれをできるかどうかを、できるように努力をしてるってことは約2年かけてできなかったってことはできないんですよね。ましてや1年かけて、1年以上かけてできなかったのに、今年度予算にも計上してたっていうことだと思います。あのお、その計上の仕方がどうなのか、事業ができなかったら不用額でだしてしまっただけで黙ってけばわからないっていう姿勢っていうのは決算として好ましくないんだと思います。ここは町長だと思うんですけど。その昨年度の施政方針で述べて、目玉事業を何の説明もなく不用額としてだしてできなかったことを一切説明してこなかった。この姿勢っていうのはどう思われるのか。きちっと説明をしてできなかった理由をどこかで説明すべき事業だったと思うんです。こういうことがあれば今後新規事業っていうのはなかなか議会も認めにくくなってくると思うんですが。町長はこのことについて、おそらく町長も肝いりの事業だったと思うんですが、できなかったこと、それと不用額として予算から削減したことについてどう思われるか答弁をお願いします。

●山中議長（山中康樹） 石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） おっしゃるようにこれは私は一つ目の目玉としてぜひやりたいからということで指示をした事項であります。えー、まあ、業務怠慢というよりもちょっと担当課のほうで慎重になりすぎたのかなと。で、もう少しやる方向で何とか知恵が出せなかったのかなという、ちょっとそういう感じがします。で、まあ、決算委員会でも申しあげましたように県は県で当然あるわけですけども。やっぱりこの意図するところは町内で女性が頑張っているところをとにかく少しでも表面に出してその企業を元気づける、いわゆる啓発、より啓発が強い私は事業だというふうに思ってまして。あんまりがちがちにその基準をどうだ、こうだ決めてやるとさっきのような話になって慎重にならざるを得ない。そのところは十分に課長も理解がしていなかったのかなというふうに思います。えー、そういうこと考えると私自身の頭の中ではすでにこことここぐらいはいいんじゃないのというところがあるわけですけども。もう少し町としての緩やかな基準というものをもうけて、30年度に本当はやるべきであったらなというふうに思いますし、それをできなかったということをしつかり議会のほうに説明をしてなかったというのは私の指導不足ということもあります。担当課としても当然そのへんは議会に説明責任があろうかというふうに思っています。

●山中議長（山中康樹） 他にはないでしょうか。

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第21号の質疑を終わります。続き

まして、議案第22号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

●山中議長（山中康樹） ありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第22号の質疑を終わります。続きまして、議案第23号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第23号の質疑を終わります。続きまして、議案第24号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第24号の質疑を終わります。続きまして、議案第25号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第25号の質疑を終わります。続きまして、議案第26号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第26号の質疑を終わります。続きまして、議案第27号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第27号の質疑を終わります。続きまして、議案第28号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第28号の質疑を終わります。続きまして、議案第29号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第29号の質疑を終わります。続きまして、議案第30号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第30号の質疑を終わります。続きまして、議案第31号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第31号の質疑を終わります。続きまして、議案第32号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第32号の質疑を終わります。続きまして、議案第33号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第33号の質疑を終わります。続きまして、議案第34号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

●亀山議員（亀山和巳） 12番。

●山中議長（山中康樹） 12番、亀山議員。

●亀山議員（亀山和巳） はい。えー、この条例改正は国が今の幼児教育保育の無料化を進めるということに伴うものだと思いますが。ええと、このことによって全国的にだとは思いますが、保育料すべて免除するという例も聞いておるなかで、このたびの改正につきましては未満児の第1子、これだけは保育料を徴収するということになっておりますが。これまで保育料の減免について町が負担してきたものを今後は国がみてくれたりして財政的にも多少軽くなるんじゃないかという想像はしておりました。そうしたなかでこの第1子の未満児だけを保育料を徴収する対象として残さなければならなかった、すべて無料にすることはできなかったのか。そのことについて理由がありましたら教えてください。

●山中議長（山中康樹） 小笠原福祉課長。

○小笠原福祉課長（小笠原誠治） えー、無償化に伴いまして3歳以上の児童、それと未

満児の低所得者の方が無償化の対象となって。えー、これまでそれ以外の、低所得者以外の3歳未満児について無償化の対象から取り残されたことについての対応につきましては、これまでも第2子につきまして他町、他の自治体に先駆けてかなり先進的な無償化対応さしていただいたというところで。邑南町もこれまでやるべきところをかなりやってきたというところはございました。ただし、いろんな財政需要のことも考えてこれ以上のところというところは総合的に協議したうえで今回これまで以上の拡大というところまではいたらなかったというような経緯でございます。

●山中議長（山中康樹） 亀山議員。

●亀山議員（亀山和巳） はい。えー、このたびの国の施策によって、ほかの市町村ではほぼすべて免除ということも聞いております。そうしたなかで日本一の子育て村を標榜したこの邑南町においてこの未満児の課税所得者の第1子だけが残るということはちょっと日本一の子育て村にしては保護者に対する手立てが低いかなと思います。そこで先ほど答弁ありました検討をされた中でこのこのたび、保育料を徴収するとしている未満児の第1子について、これの保育料の額、総額いいますか、そういった金額がどの程度のものか検討される中でその負担の大きさがどの程度のものかというのがわかりましたら教えてください。

○小笠原福祉課長（小笠原誠治） 議長。

●山中議長（山中康樹） 小笠原福祉課長。

○小笠原福祉課長（小笠原誠治） えー、新制度に移行するにあたって、それぞれの階層でどれだけの負担があるかということについて議論をされたかというふうなご質問だろうと思いますけれども。かなり制度が複雑でございまして。それぞれの階層ごとにどれだけの負担になるかというようなどころにつきましては無償化になる部分につきましては明確でございますので。そのあたりは一目瞭然の部分があったんですけども。今回の議論の中心はこれまで負担されて、これまでの負担が、失礼しました。これまで負担していなかった方がこれ以上負担することのないようにということが議論の中心になりましたので。これ以上の負担がないようにというようなどころで、を中心に対応さしていただきました。ですので、今まで、今の負担額がどれだけあって、それが今後どうなるかというふうなところ。それとそれのその方の対象者の金額、総額等につきまして細かく議論した経緯は今のところ持ち合わせておりません。以上です。

●山中議長（山中康樹） 三上地域みらい課長。

○三上地域みらい課長（三上直樹） えー、未満児のお子様の保育料の免除のことにしましては実は日本一の子育て村推進本部のほうでこの間、議論してまいりました。おっ

しゃっていただきましたように日本一を標榜するのであれば近隣の市町も含めて邑南町が一番最初にそういった保育料のところの措置であったり、食事の3歳以上のところの食費のところを主食費についても支援したりということをやってまいりましたけども。そういったことをやったあと、それぞれほかのところが追随してくる中でこれ以上の財政的なしつによる保育料の減免というのはやりすぎではないかという議論がありました。ようは子育てを〇的にやっぱり家庭の中でやっていただくということは一つあるんだろうと。で、それを全額無料にしていくっていうのはこれ以上の財政がある意味限られている状況の中ではやりすぎであろうと。それよりも地域で子育てというかたちで地域で支援をしていくというところが支援できないかというところで議論をしてきておりますので。そういった意味で議論をしてきたというふうに申し上げておるところでございます。

●山中議長（山中康樹） 12番。

●亀山議員（亀山和巳） はい。えー、ええと、先ほどから聞いております理由が財政上にどの程度負担になるかいうところのちさい数字の積み上げはできとらん。しかし、先ほどの三上課長の答弁の中でいうと、これ以上の財政負担は邑南町としてできない。財政的理由によってここだけが残つとるという理解するんですが。まあ、私たちが町民の皆さんからこれはどういうことですか。ほかの市町は保育料がすべて無料になりようのに何で邑南町だけがここだけ残つとりますか、いうて聞かれたときに何と答えりゃいいんか。その点、町としての考え方、財政上の負担だけなのか。先ほどの理由で言われた子どもは家で育てるのが理想だからいう理由をあげたらいいのか。私たちが町民に対していかにこのことについて回答していったらいいのか。その点を簡潔に執行部としての案を、考え方を教えてください。

●山中議長（山中康樹） 日高副町長。

○日高副町長（日高輝和） はい。えー、先ほど三上課長のほうが申しましたように、もちろん財政的な問題もございますけれども、子育て村推進本部の会議の中でですね、一応の議論の中の結論としてこれ以上の経済的支援は今のところ必要ないだろうという意見が多く出ておまして。それを子育て村推進本部の結論といいますか、その当時ですね、答えとしていただいております。ということで、もちろん財政的な問題はあるにせよ、その推進本部の意見ということを尊重しながら今きておりますので。ここでは検討していなかったというふうに申し上げておきたいと思っております。今後につきましては国の制度等も変更になって今後どういうふうになるか近隣市町の状況等もみながら方向性につきましては見定めていきたいというふうに思います。

●山中議長（山中康樹） 他に質疑はありませんか。

●山中議長（山中康樹） ありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第34号の質疑を終わります。続きまして、議案第35号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第35号の質疑を終わります。続きまして、議案第36号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第36号の質疑を終わります。続きまして、議案第37号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第37号の質疑を終わります。続きまして、議案第38号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第38号の質疑を終わります。続きまして、議案第39号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第39号の質疑を終わります。続きまして、議案第40号から議案第45号に対する質疑に入ります。質疑の際は、あらかじめページ数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。はじめに、議案第40号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

●大屋議員(大屋光宏) 7番。

●山中議長(山中康樹) 7番、大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) 3点お願いします。まずページ10、11ページの財政調整基金繰入金。あわせてページ16、17ページの財政調整基金の積立ってということです。あのお、このたびは繰越金の関係、あと地方交付税の関係で当初見積もりより多かったということで財源の余裕ができました。その余裕財源については財政調整基金と減債基金へ

の積立だと思います。そこで財政調整基金の積立の方法について一つお願いします。当初予算で10、11ページのところであったとおり財政調整基金を取崩して予算編成をしています。このたびはそれを取崩しをやめるっていうかたちの積立ですけど、積立の方法としてこの方法をとるのか。当初予算のとおり取崩して新たにその崩した分と今回積立てるもの、あわせると2億1,811万7,000円だと思うんですが。取崩しはそのままにして積立額を計上する。そうすると予算編成で当初厳しくて取崩して途中で余裕ができたのでこだけ積んだっていうのがよくわかると思うんですけど。積み立てをやめて積む方法と当初のとおり取崩して積む方法、何が違うのかが一つ。あわせて余裕財源をどこに振り分けるかなんですが。財政調整基金と減債基金についてということなんですが。減債基金は総務教民の資料にもあったとおり、どの程度が適切かはありますがある程度の余裕があるんだと思います。一方で財政調整基金は今年度は当初予算で取崩したもので、あと年度末の専決処分でも取崩しがありましたし、6月にも土地購入ということで取崩しがありました。来年度の予算編成も決して楽ではないんだと思いますが。財源不足等も考えられる、ことを考えればもう少し財政調整基金のほうに多く積んでもいいんじゃないか。減債基金がこれほど積む余裕が、積まなきゃいけない理由っていうのを教えてください。で、3点目が24ページ、25ページです。観光費のいこいの村、霧の湯等の管理費です。ええと、委員会であまり詳細な説明もありませんでしたし、資料の添付もありませんでした。質問等したところ当初予算に計上してある事業のほかに急きょいこいの村のレクレーションホールの照明工事が必要になったってことで、その工事を先にしたので不足分を補正でっていうことみたいです。で、7月にも個人的にいこいの村のレクレーションホールを使いましたが、特に照明に不都合があるとか施設が問題があるっていう認識がなかったわけですが、個人的には。急きょ、いこいの村のレクレーションホールの照明改修工事をされた一つは必要性。もう一つは他の事業を予算計上しときながらそれより先にしなければいけなかったという緊急性。あわせて当初予算の修繕についても早急にしなければ営業に差し障りがあると思うんですが。その当初予算に計上していた修繕の事業の執行状況。それと質問したときに今までもこういう予算の組み方をしてましたよって言われたんですが。今まで、例えば事例としてどういうことがあったか具体的に説明をしていただければと思います。いこいの村のことにに関して3点お願いします。

●山中議長（山中康樹） 白須財務課長。

○白須財務課長（白須寿） 先ほど質問のありました1番目と2番目、主に基金のことについて私のほうから回答させていただきます。えー、今回の補正予算においては繰越金1億8,590万5,000円。これに加えまして地方交付税の増などを要因とする歳入の超過分が2億1,811万7,000円、こういったものがあつたため先ほど議員さんおっしゃられましたように大枠として繰越金は減債基金の積立。歳入の超過分は財政基金、財政調整基金への繰入減、それから積立へと振り分けております。1番目の財調の積立の考え方というところでございます。当初予算編成時の考え方としまして歳入、特に普通交付税につきましては確実に収入を見込める額ということで厳しく見積もっておりました。このため当初予算においては財政調整基金から繰入をしなければならぬ状況となっ

ておりました。今回、普通交付税収入額が確定いたしまして臨時的要因もあるんですが、かなりの当初予算に比べてかなりの増額になっております。このため当初予算ですね、はじめに基金から繰入しなければ編成できなかった当初予算からの状態をまず解消いたしまして、このために繰入額を減額。残額を積立額とするというかたちをとっているところでございます。それから2点目でございますが、財政調整基金へ積んだほうが使いやすいのでは、というような内容だったと思います。今回の補正措置によりまして財調については補正後の残高が約5億1,000万となっております。繰越金部分、減債基金へ積み立てた繰越金部分も財調に積むべきではとのご指摘でございますが。大型事業の実施を今後控えております。そのため公債費比率の上昇今後〇見込みをもっております。こういった公債費率の上昇をおさえるためにですね、起債の繰上償還も現在のところ考えているところでございます。この財源等をするためには財政、失礼しました。減債基金に積み立てる必要があったというふうに考えたものでございます。加えて昨年のこの時期、繰越金では減債基金への積立ができなかったということも理由の一つでございます。以上でございます。

●山中議長（山中康樹） 日高副町長。

○日高副町長（日高輝和） えー、いこいの村のレクリエーションホールの照明についてのご質問でございますが。えー、緊急をやむを得ない理由ということでございます。これにつきましては県のほうから5月の初めだったかと思えますけれども、あ、4月の終わり頃だったと思えますけれども。えー、県のほうから重要な会議が開催されるということで話がございました。そのときのいこいの村が適切だろうということで県のほうからも言っていたいております。えー、そのときはですね、そこまでの照明のことは私もあまり頭にはありませんでしたけれども。実際、その後ですね、5月に商工会の総会等ございまして。その席でですね、やはり非常に夜は見えるんですけども、日中はですね、資料も見えんという言葉がたくさんいただきました。そのほかにも聞きましたけれども、そういう意見は大変たくさん住民の方からでていたということも伺ってございました。それとまずこの工事がですね、できるだけ安く対応できないか、ということもいろいろ検討をしてきましたけれども。ああやって緊急性があるという判断は私のほうでさしていただいて、予算が一応予算残がございましたのでその中で先に対応してほしいということを私のほうから指示をさしていただきました。これにつきましては金額が相当大きくなった時点で議会のほうにもご相談をすべきだったというふうに今思っておりますけれども。そのへんは私のほうでしっかり指示を出せなかったことにつきましては大変申し訳なく思っておりますけれども。えー、大変重要な会議ということで緊急性はあるというふうに認識しておりますのでどうぞご理解いただきたいと思います。

●山中議長（山中康樹） 石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 緊急性というところで少し補足説明をさしてもらいます。えー、第一報が県から入ったのが4月24日、電話で入りました。で、内容的にはその当時

からずっと公表できないから水面下でいろいろと準備をしてくれということでした。で、その間、県の方もいこいの村に来られて、これならよかろう、ということ。あとは明かりという問題があって。それはしっかりやります、というようなこともあったというふうに思っています。えー、それで、まあ、しかし補正でだす関連もありますので。こちらとしてはできるだけ早く議会の皆さんに内容を言うておかないといけないなということがありまして、強く公表を求めてきたわけでありまして。そうしたところようやくですね、全容にわたって公表していいと、議会に公表していい、マスコミに公表していいという許可をいただきましたので重要性、緊急性というかたちから少し補足をさしてもらいたいと思います。えー、令和元年度の島根、広島交流会議の開催。これはすでに数年前から広島県と島根県が交互に場所をかえて、えー、トップ会談をやっているということですが。このたびは島根県の場合というところで令和元年度については邑南町でやりたいという県の意向があったと。で、まあ、場所もいこいの村ありきではないんですけども、やっぱり総合的に考えますとやっぱりいこいの村がふさわしいのではないかなと私も当時から思っておりました。えー、出席の方ですけども、あ、まず開催日であります、10月8日であります。火曜日。昼食をレストラン香夢里でとって、A級グルメ等々の話もさしてもらおう。そして視察として公立邑智病院を視察する。そしてそのあとのトップ会談をいこいの村しまねでやるということで。だいたい12時半からの食事がはじまって、最後終わるのが4時という感じであります。トップ会談の方でありますけども行政側としては広島県知事の湯崎英彦さん。島根県知事の丸山達也さん。えー、それから経済界でございますが、中国経済連合会会長の荻田知英さん。この方、中国電力の会長さんだったかなと思います。えー、それと広島県商工会議所連合会会頭の深山英樹さん。島根県商工会議所連合会会頭の古瀬誠さん。いわゆる行政のトップ、経済界のトップが邑南町のいこいの村で対談をすると、こういうことでございます。そんなことを考えますとやっぱりお迎えする側としてはやっぱり最高のおもてなしをしたいし、いい場所でやりたいということもございまして。そういう意味から重要性、緊急性を私も考えたわけでございます。えー、この公表については9月4日、県の局長から議員の皆さんにもマスコミにもオクケーということの了解もいただいております。以上です。

●山中議長（山中康樹） 日高商工観光課長。

○日高商工観光課長（日高始） お尋ねのまず当初予算で計上した中で霧の湯、いこいの村関係ですでに実施したものについてでございますが。えー、当初予定をしておりましたうちの中で言いますと、ほとんどこれいわみ温泉霧の湯の関係になりますが。霧の湯の建具の修繕工事関係。それから休憩室の畳の表替え。そういったものはすでに実施をしております。それから実際に例として当初予算になくて今まで緊急にしたものがあるかということでございますが。これあのお、31年度の例で申し上げますと、まずいわみ温泉霧の湯のエレベーター、これが故障いたしましたので急きょ修繕をいたしております。それから同じく霧の湯の厨房のエアコンでございますが。これもエアコンが故障いたしましたので今年度事業予定はございませんでしたが、急きょエアコンの修繕を実施したというような例が今年度に関しましてございます。以上でございます。

●山中議長（山中康樹） 大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） あのお、緊急性であるとか必要性の認識がおそらく執行部側が思われることと私が思うことはまったく違うんだと思います。重要な会議があるのでその関連の予算を確保するってことはなんら問題がないと思ってます。あのお、いこいの村のモンターナはもともと結婚式場ですので、そういう使用目的がありますので。そこで会議をやる方々っていうのは大部分はそのあとに懇親会を開くつもりなので、そこが少々暗いとかっていうのも理由がわかっているのでやむを得ないことだとは思って、わかかって使うんだと思います。で、一般的には公共施設なり、いろんな施設を使うときに使用者が自分たちの使いたい目的にふさわしい場所っていうのはなかなかなくて、ないがために仮設のステージをつくるだとか、音響を持ち込むだとか、外部の方に照明を委託するなど方法をとるのが一般的であるので。今回も重要な会議を開くのでその関連のためにモンターナにそれ用の会議にふさわしい施設を取り入れるために仮設のための費用を計上して照明なり音響なりされることは一切問題がないんだと思います。町の判断で必要性と緊急性があるからっていうことでそこを自分たちの都合のいいように改修するってことは大きな問題なんだと思います。指定管理として指定してあるので管理は指定管理先の責任だと思います。指定管理を受けた業者が使い方をかえたいけど、っていうことで協議があるなりして話し合うならなんら問題はないんだと思いますが。そこを使いたい側の町の思いでそこを改修してしまうっていうことは必要性、緊急性っていうのは大きな違いがあると思いますし、必要のないことであつたと思ってます。あのお、照明が暗ければ仮設の照明を入れればいい話であつて、施設全体を改修することの必要性と緊急性にはあたらないと思ってます。まあ、今までもっていうことで今まではおそらく緊急的に何か途中で突発的なことが起こればそれに予算を組み替えるなりしてやりくりをしていたんだと思います。あのお、なかなかまず一つは必要性、緊急性というのが指定管理先との関係であつて、町の判断でそれをするってというのは指定管理のうえで問題があると思うんですが、その点についての回答を一つお願いしたいと思います。で、予算について先ほど今年度の状況の少し説明がありましたが。レクレーションホールの照明の改修工事は入札で379万円税抜きだつたと思います。税込みにすると409万4,000円になると思うんですが。補正額は415万8,000円でちょっと差額はでるんですが、その理由をお願いします。まずそこをお願いします。

●山中議長（山中康樹） 石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 必要性、緊急性のちょっとやっぱりあのお、どういいますかね、見解の違いっていうのはあるなって思ったのは、緊急性についてはこれ重要な会議ですから緊急性っていうのはある程度認めていただくんじゃないかと思いますが。必要性についてもやっぱり副町長答弁しておりましたように従来から照明は暗い、会議としてはなかなかふさわしくないというやっぱり意見はずいぶんあつたと、私も直に聞いています。だからいつかはやはりやらなきゃいけない懸案ではなかったかなと。やっぱり今後のいこい

の村の売り上げ増を考えるならば、単に懇親会とか結婚式だけではなくてやっぱり会議をいろいろ誘致してくると。このへんではいこいの村しか私はないと思ってますから。いろんな今会議がいろいろを設定を考えられる中で、ぜひいこいでやってよ。照明も十分ですよ。会議についても問題ありませんよ、というようなことをやはり売りとしてやっていきたい。という意味では私は必要性はあるなということ今思ってますので。若干そのへんは見解の相違かなというふうに思います。

●山中議長（山中康樹） 日高商工観光課長。

○日高商工観光課長（日高始） えー、いこいの村モニターナの照明の取替えといいますが、その金額と実際に今回補正予算でお願いをしている金額の相違ということでございますが。えー、基本的に年度当初にやろうとしておりました修繕関係、これを今回照明の、照明にかかった費用分をお願いをするわけですが。これぴったりというわけにはいきません。当初予定をしておりました事業を合計しますと今回の補正の予算の金額ということでございまして。えー、今回の照明代にぴったりにするということではなくて、当初やる必要があつて組んどつたものを積み上げて補正予算にださしていただいたということでございます。

●山中議長（山中康樹） 7番。

●大屋議員（大屋光宏） 3回目ですので。あのお、すみません。いちばん最初に財政調整基金とかの質問をしておきました。そこのわかりました、とか次をしませんでしたけど。それぞれ考えがあつてルールに基づいてされているってことなので、そこは理解はするところです。あといこいの村の基金の関係ですが。照明工事がどこかでは必要であつたのかもしれませんが。ただ、そういういこいの村の使い方をどうするかという議論が今までなくて本来は指定管理料してるので。それは会議を増やして観光客を誘致すれば利用を増やすっていうのは確かに必要だと思います。ただ、それはあくまでもやはり指定管理先からそういう考えをもつて要望だされたうえで、まだ指定管理を新たに更新して3年目ぐらいだと思いますが。その更新のときもそういう意見があつたとかであれば別ですけど。なかなかその町の判断だけでここまでやっていいのかっていう思いがあります。そこは考え方の相違ですので、たぶん議論しても平行線のままだと思います。ただ、予算としてやはりある程度の大きな工事で形状を大きくかえて利用目的も新たなものを加えるほどのことであれば補正予算を組むなり、どこかで予算措置をして議会の同意を求めるといった必要性は大いにあつたと思うんですが。それをされなかった理由。今回も予算説明においても委員会で一言こういう補正ですって言われただけであつて。その形状をかえてどうするっていう具体的なことは一切なくて、聞かない限りは言われない状態でした。で、資料も特になかったです。その町長の思いはよくわかりますが、その思いはやはり議会なり町民の方にもきちっと説明をしなきゃいけないと思うんですが。会議があつて会議の詳細言えないっていうところは理解します。ただ、事業をするうえで一切その議会の同意もなく、補正予算も組まずにされたってことは許しがたいとはいませんが、理解に苦しむと

こですし、説明をする姿勢が見られなかったのは残念です。あえて一言付け加えますと、産業建設常任委員会では詳細な説明がなかったので議論が平行線のままで質疑でっていうことで全協でも話をしました。様子はこんな状況ですっていう委員長の報告だけでしたが。その後どうも総務教民の委員さんのところには副町長と課長が説明に歩かれたようです。産建にはきちっとした説明がなくて、どうも産建の委員だけが理解をしない人たちっていう扱いなのか、非常に姿勢としても不愉快に思うところですが。そのあたりの説明をせずにこられた経緯について説明をお願いします。

●山中議長（山中康樹） 日高副町長。

○日高副町長（日高輝和） はい、えー、あのお、えー、先ほど町長申しましたように緊急性が非常に高いということで工事のゴーサインをださしてもらいました。なかなか金額が固まらなかったということもございまして。当初400万という金額になるということもなかなか予想をしておりませんでしたけども。最終的にどうしてもそういう金額がいるというふうになったのは7月の頭ぐらいではなかったかというふうに思っております。その時点で先ほども申し上げましたけれども常任委員会のほうに私のほうから課長のほうに一言相談をせよ、というふうに指示をすべきでございました。そのへんを私のほうからだしておりませんでしたことは非常に申し訳なく思っておるところでございます。まあ、今後こういう金額の大きいものがありましたら相談をさしていただく、あるいは補正予算で判断していただくようにしたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいというふうに思います。それからもう1点でございますが。教民の、総務常任委員会でのどのような詳しい話があったかというのは私は場所におりませんでしたのでわかりませんでしたけれども。そのときに終了後ですね、まだ県知事さん同士の会談があるというのは日付は、すみませんが日付を、担当課長が日付までこういう重要な会議があるということをお申ししたということをお伺いしました。それで産業建設常任委員会終了後、私のほうで日付についてはすみませんがふせておいていただきたい、まだ決定されたものではありません、というふうにお伝えしたつもりでしたけれども。どうも全部日付も会議があるということも私のほうで公表していただかないようにということをおっしゃったようございまして。そういう点でそのへんの詳細の県知事さんの会談があるというようなこととか、日付をまだふせておいていただきたいということが総務教民常任委員会の委員さん方には伝わっていないということがございまして。総務教民常任委員会の方にはそのへんも含めて説明をさしていただいたということでございます。

●山中議長（山中康樹） その他、質疑はありませんか。

●山中議長（山中康樹） ありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第40号の質疑を終わります。続き

まして、議案第41号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第41号の質疑を終わります。続きまして、議案第42号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

●大屋議員(大屋光宏) はい。

●山中議長(山中康樹) 7番、大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) はい。ええと、歳出の6ページ、7ページの矢上診療所医師住宅整備事業についてお願いします。この事業自体には何も問題はないと思いますし、必要だと思います。ただ、建物は無償提供ということで邑南町のものとして登記をして修繕をするんだと思います。ちょっとよくわからないのが土地が無償提供ということだと思います。ですよね。あ、無償貸与。で、一つはお金を出して借りた土地に建てることとただで借りた土地に建てることってというのは権利関係が違うと思うんですが。町としてそのただの土地に建てるってことは非常にちょっと不安かなとはいう思いがあります。ということで、契約がどんな契約って聞くと長くなりますので。まず契約期間が何年かを教えてください。あわせて地主さん側からするとただで土地を貸して、本来であれば場所とか考えればお金がいっぱい、賃料がいただける土地だと思うんです。ただで貸すってことは固定資産税だけは負担をするので大変だと思うんです。あっさり全部町にさしあげてしまえばなんら負担はないと思うんですが。そのただで貸すメリットは地主側には何もないと思うんですが。そこをあえてただで貸されるってことに対して将来買い取る約束があるかとかいうことを考えてしまうんですが。そのへんをちょっと教えていただければと思います。

●山中議長(山中康樹) 種町民課長。

○種町民課長(種由美) 最初に無償貸借の契約のことをございますけども。年数は20年間を最初考えております。また固定資産税のことをお尋ねになりましたけども、公共事業としてきちんと相手方と契約をしておれば公共事業としてみなされますので。そちらにつきましては固定資産税免除という扱いになるということをお伺っております。以上です。あ、失礼いたしました。免除ということではなくて課税できないことになっておりますので。地方税法で。そのような扱いを考えております。

●大屋議員(大屋光宏) はい。

●山中議長(山中康樹) 7番。

●大屋議員(大屋光宏) はい。あのお、20年間ってということなので一般的にも最大

20年間ってことなので問題はないのかなと思います。で、貸したほうも固定資産税が課税されないということであれば負担もないのでなんとなく意味があるのかなと思いました。で、ただどうしてもただの土地でっていうことであると使用貸借と賃貸借で、あと借地借家法が適用するか、されないかっていろいろあって。一応契約書に20年間あれば途中で相続等が相手方の今の契約者が亡くなって相続されても20年は絶対保証されるっていう意味でいいですか。あと一般的にはお金を出しとれば20年経ってもそのまま契約を黙ってても継続するかたちはとれるんですけど。この場合は一応20年で切れるっていうことで思っておけばいいか。そこをお願いします。

●山中議長（山中康樹） 種町民課長。

○種町民課長（種由美） 最初のご質問でございますけども。20年間の契約を交わしますと、相続、もし何らかのかたちで相続された方が別の方が相続されましてもそのまま契約が継続すると考えております。20年経ったあとはまた継続するか、どんなかというところを両者のほうで協議するようなかたちの規定を設けております。

●山中議長（山中康樹） その他、ありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第42号の質疑を終わります。続きまして、議案第43号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第43号の質疑を終わります。続きまして、議案第44号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第44号の質疑を終わります。続きまして、議案第45号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第45号の質疑を終わります。以上で、議案第21号から議案第45号までの質疑は、すべて終了いたしました。



散会宣告

●山中議長（山中康樹） 以上で、本日の日程は、すべて議了いたしました。本日は、これにて散会といたします。

—— 午前10時35分 散会 ——

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員